

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

- p.1 外国語学部非常勤講師削減問題で大阪大学の不当労働行為救済申し立てへ
 p.2 武庫川女子大学と定期交渉 p2-3 大阪電気通信大学と団体交渉
 p.3 神戸女子大学の雇い止め事件、労働審判へ p4 夏季カンパのお願い

外国語学部非常勤講師削減問題で大阪大学の 不当労働行為救済申し立てへ!!

昨年 10 月の外国語学部非常勤講師の 3 年ゼロ案に始まった阪大外国語学部非常勤講師の削減問題は 4 年 24%削減で合意され 2012 年度から実施されていますが、この間大学は、組合からのこの問題の全面撤回を求める団体交渉申し入れに対し回答を引き延ばした挙句に、2012 年度の予算措置が決まったので応じられないという、実質的な交渉拒否をしました。更に、組合員の 2011 年度末の雇い止め問題で昨年 12 月と今年の 2 月に阪大と団交しましたが、大学は 2012 年度の担当科目がなくなることだけしか説明せず、それ以外のことは「教学上の問題」であり答える義務はないとし、交渉は決裂しました。この団交の席上で阪大は、外国語学部非常勤講師の削減問題は「学部のカリキュラムの問題であり」、「教学上の問題」なので、「大学は手を突っ込まない」と居直り、この問題を議題とした交渉を依然として拒否し続けています。

そこで組合は対策を検討してきましたが、外国語学部非常勤講師の削減問題を議題とした交渉を求めて、大阪府労働委員会に団交拒否の不当労働行為の救済申し立てをすることにしました。この問題は阪大教学担当理事からの 3 年ゼロ案の提示に端を発したものに他ならず、4 年で 24%削減という非常勤講師の大量リストラですが、大学は「教学上の問題」「外国語学部のカリキュラムの問題」だと詭弁を弄し、「手を突っ込まない」と使用者責任を放棄して、話し合いに応じる気はありません。このままでは、外国語学部非常勤講師の減ゴマ・雇い止め問題で交渉したとしても、「教学上の問題」だからという理由で説明責任を放棄し、削減問題自体も団交議題にはせず、結果として、「カリキュラムの問題」ということで理不尽な非常勤の減ゴマ・雇い止めが、説明責任も果たされずに行われてまいります。この問題で組合への皆様のご支援をよろしくお願いします。(文責 新屋敷)

武庫川女子大学と定期交渉

武庫川女子大学の非常勤講師のAさんは昨年 10 月にカリキュラム担当の専任教員から 2013 年度の雇い止めを通告されました。Aさんは「なくなると困ります。」とすぐ返事しましたが、その後、大学から何の説明もなく、現在に至っています。Aさんは組合に相談し、組合は大学と定期交渉する中で、この問題についても追及することになりました。

6 月 13 日に定期交渉がおこなわれ、組合が、この問題について追及したところ大学側は「雇い止めになる 2 年も前にそのことを伝えたのは、大学としては親切な態度」と居直りました。Aさんは数年前に減ゴマになったとき、学科長に手紙を出し、学科長から丁寧な説明の返事があった、今回は何の説明もしていない、親切な対応とは言えないと主張しました。組合は、カリキュラムの変更等で雇い止めや減ゴマになる場合は、責任者(学科長等)から当該に理由を丁寧に説明するよう要求しました。大学は、Aさんの雇い止めの問

題について調査し、回答することになりました。

定期交渉では、同大学で教育学科だけ内規で更新回数 4 回、最長 5 年ルールがあります。組合は「特定の学科だけ、このルールを適用しているのはおかしい。」としてこのルールの撤廃を求めました。大学側は、このルールは以前からあって、いつできたか知らない、なぜこのようなルールができたかの理由も知らない、ルールをつくったのは教育学科の教育事情でつくったと思われる、学科に任せていると無責任な回答をおこないました。組合は非常勤講師を雇用しているのは学園法人であり、雇用ルールは法人が就業規則を定めて行うべきである、非常勤講師の就業規則がないのは労基法違反と追及しました。大学側は、教育学科のこのルールが、いつできて、作った理由、非常勤講師にどのように周知しているか調べて組合に回答することになりました。(文責・江尻)

大阪電気通信大学と定期交渉

6 月 21 日に大阪電気通信大学と定期交渉をおこないました。要求の中心課題は、非常勤講師の採用上限年齢の撤廃です。同大学は現在、非常勤講師の採用上限年齢を 65 歳と定めています。関西圏の大学の非常勤講師の採用上限年齢は組合の調べ(「2010 年労働条件アンケート」)では次頁のようにな

っており、多くの大学は 70 歳になっています。

同大学で今年、新しく採用された非常勤講師のBさんは現在 64 歳で、次年度年齢制限で退職になるので組合に交渉してほしいとの要望もあり、団体交渉を申し入れました。

組合は、近年、民間企業の定年が延長さ

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、水の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

表 関西圏の大学非常勤講師の採用上限年齢

関西大学	70 歳	立命館大学	なし	同志社大学	なし	龍谷大学	内規 68 歳
甲南大学	70 歳	京都産業大学	70 歳	近畿大学	65 歳	神戸女学院大	70 歳
甲南女子大学	70 歳	神戸親和女子大	72 歳	神戸女子大	70 歳	京都精華大学	75 歳

(出所) 関西圏大学非常勤講師組合「2010 年労働条件アンケート」より

れ、希望で 65 歳まで働けるようになっている、非常勤講師のほとんどは大学院を出ており働き始めるのが遅い、他大学も 70 歳を上限にしている場合が多い、専業非常勤の多くは年金支給額が少なく生活を維持するために少しでも長く働きたい、採用上限を引き上げても大学の財政負担はほとんどかからない、それゆえ非常勤講師として教育意欲が十分な人には、年齢に関係なく働けるよう採用上限年齢の撤廃を求めました。

これに対し大学側は、最近、専任教員(教授)の定年年齢の引き下げをおこなったばかりであり非常勤講師の採用上限年齢だけを引き上げるとは困難である、大阪電通大学は工学系の大学であり実学を重視しているので現在社会の動きに合わせた人の入れ替え

が必要である、65 歳定年でこれまでも大きな支障がなかった、非常勤講師の 65 歳の採用上限年齢については大学の方針として変更しないと主張しました。組合は、専任教員の定年が 65 歳でも非常勤講師の採用上限年齢が 70 歳のところが多く専任教員の定年を引き下げたから非常勤講師の採用上限年齢を変えないというのは説明になっていない、実学重視で現代社会の動きに合わせて人を入れ替えるという説明についても採用上限年齢とは直接関係ない説明だと反論しましたが、大学は「これが私たちの方針」として頑なに変更を拒否しました。なお、この問題については大阪電通大学の教職員組合の春闘要求にも入っており、引き続き交渉を進めていくつもりです。(文責・江尻)

神戸女子大学の雇い止め事件、労働審判に！！

昨年、不当な理由で雇い止めされた神戸女子大学の非常勤講師 3 名は、雇い止めは不当として神戸地方裁判所での労働審判の申し立てをおこないました。これまで 2 回の審理がおこなわれ 7 月上旬には審判がでることになっています。争点は、大学の雇い止めの理由の正当性と手続き問題です。

なお労働審判は、労働審判委員会(裁判官 1 名、専門家 2 名)が原則として調停による解決または労働審判をおこないます。労働審判は裁判上の和解と同一の効果があります。審判に異議申し立てをすれば裁判になります。(首相官邸「労働審判法の概要」より) (文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、水の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

夏季カンパのお願い

日頃より当組合の活動にご理解をたまわりありがとうございます。今年で組合結成 8 年目ですが、昨年は定期交渉で、近畿大学で 1 万円の定期試験手当、関西大学で「不開講手当」3 ヶ月分、大阪電気通信大学での無料の健康診断などを勝ち取りました。また多数の労働相談も寄せられ解決してきました。しかし、財政的には苦しく、こうした活動は皆様のご支援なくては成りたちません。ぜひ私たちにカンパをお寄せください。郵便局にて下記までお振込みください。ご支援をお願いします。

郵便振替口座番号 00950-2-203528 加入者名:関西圏大学非常勤講師組合

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所(-)

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先(専任教員の方は専任教も)

組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費: 1 口 1000 円/年 (3 口以上の協力をお願いします)